

1 ガイドラインの必要性

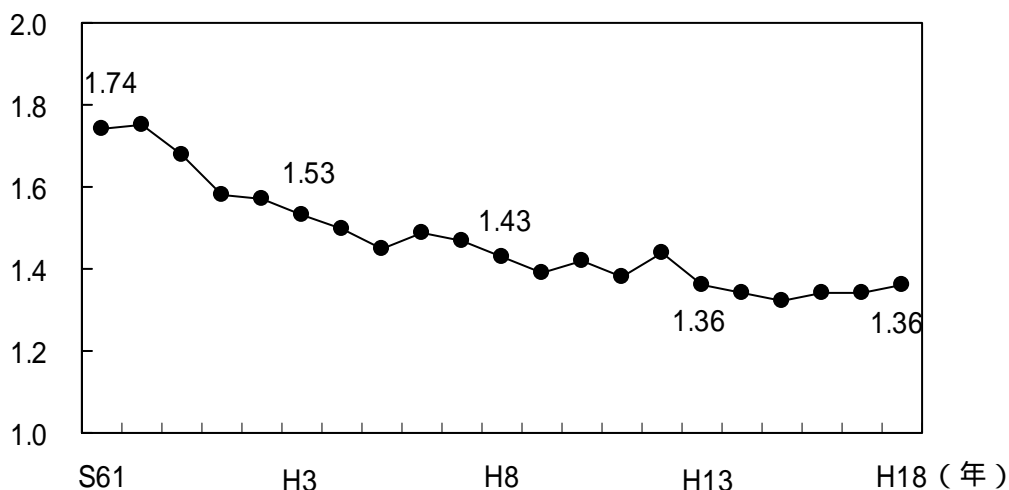
(1) 子育て世帯を取り巻く環境

現代の子育てを取り巻く環境は、大きく変化しています。親世代は、核家族化や共働きが進んでいますが、子育て経験自体が少ないことに加え、近所とのつながりが弱く、育児の不安や子育ての負担感がみられます。同時に、多くの地域で都市化が進み、身近な遊び場やたまり場が減少するとともに、子ども達が地域の色々な人から温かく見守られるという雰囲気弱まってきています。また、末子が就学前の子どもを持つ子育て世帯は、「育児」「家事」「仕事」に時間を要し、余裕のない生活をしている姿がうかがわれます。

本県の合計特殊出生率は平成 18 年で 1.36 と少子化が進行し、社会の存立基盤に関わる重大な問題となっています。また、子どもの不慮の事故の多さ、基本的な生活習慣の未定着、児童虐待、いじめ、学力・体力の低下、生活・社会・自然経験の不足など、子育てに関する様々な社会問題が顕在化してきています。このため、次世代育成支援対策、男女共同参画社会づくり、地域コミュニティの再生など、社会全体の取り組みが求められており、住宅・住環境においても、子どもや子育て世帯を対象とした良好な環境づくりが必要です。

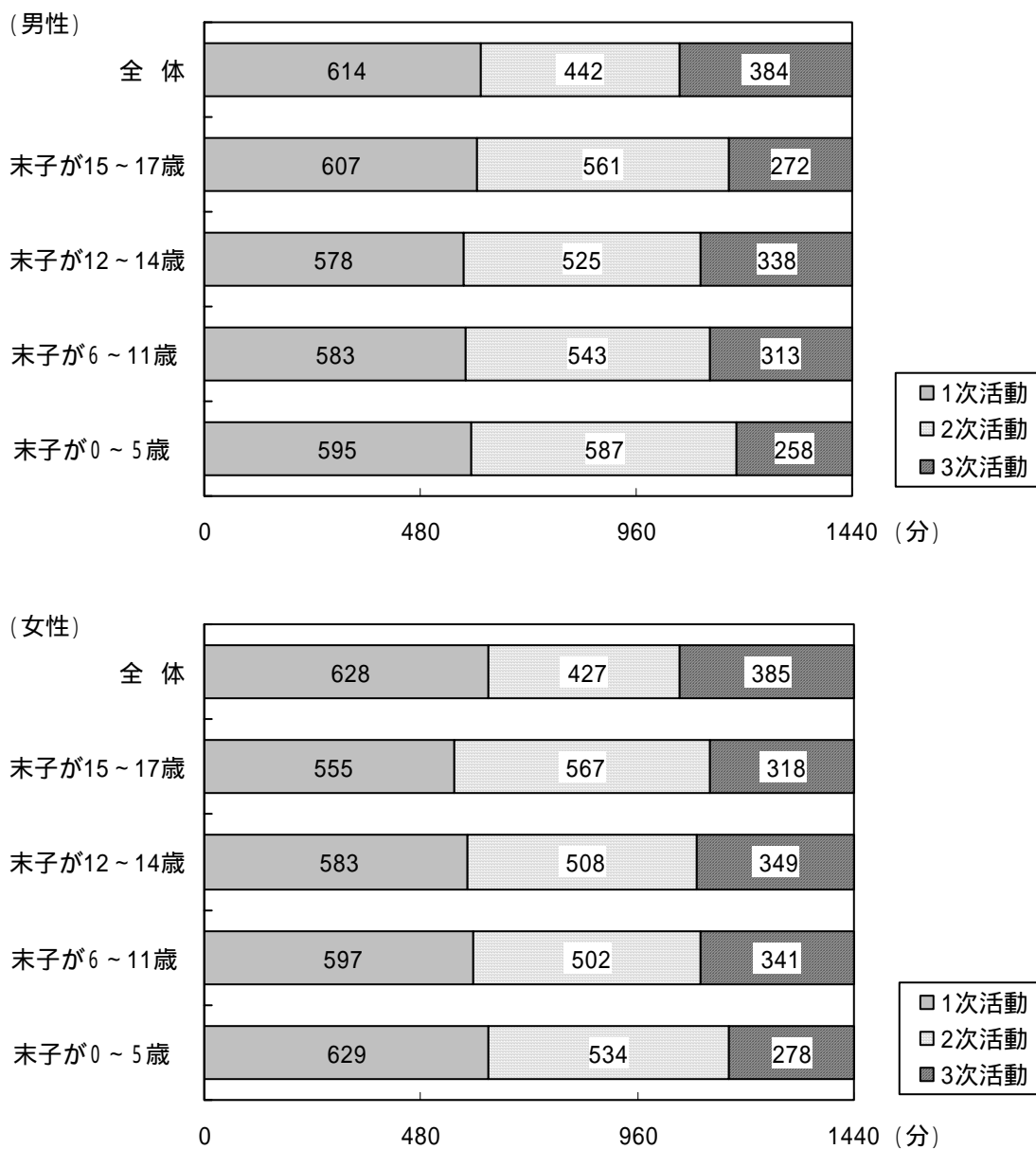
住宅ストックが増加する一方で、本県でも平成 27 年頃をピークに人口減少社会が到来することが確実視され、住宅の質の向上やストックの活用への取り組みを一層充実させていくことが求められています。世帯においても、高齢者世帯、ひとり親家庭が急増するなど家族形態が多様化してきています。また、安心・安全、環境・景観などの社会のニーズに的確に対応した住宅・住環境の整備が必要です。なお、県内は大都市から農山村、漁村まで多様な地域があり、それぞれの地域特性を踏まえた住まい・まちづくりが必要です。

図表 1-1 合計特殊出生率の推移



資料：愛知県

図表 1-2 保護者の1日の生活時間(愛知県民)



*全体は、子どもがいない世帯も含めた全回答者の値を指します。

*各活動の定義

1次活動：睡眠、食事など生理的に必要な活動

2次活動：家事、育児、仕事、学業など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動

3次活動：テレビ、趣味、スポーツ、休養など各人の自由時間における活動

資料：総務省「社会生活基本調査（平成18年）」

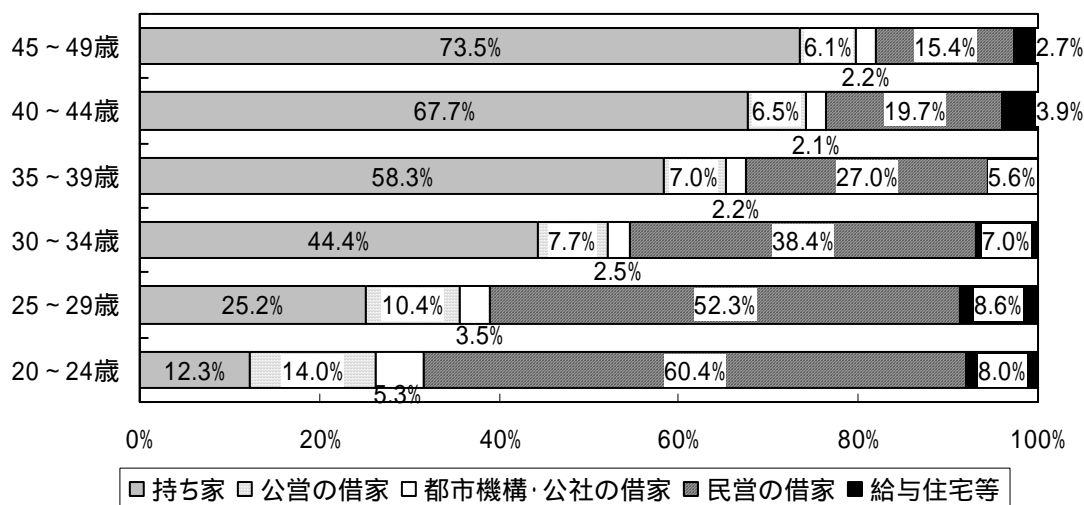
(2) 各主体の動向

子どもがいる住宅の所有状況を見ると、親の年齢があがるにつれて、「持ち家」の比率が高くなり、「民営の借家」の割合が低下しています。住宅の広さは非常に多様ですが、「60㎡未満」の家庭が約2割あります。

子育て世帯（県内居住）へのインターネットアンケートでは、子育てをする視点での現在の住宅について「あまり満足していない」「満足していない」の回答率の合計が約4割となっており、不満を持っている人が少なくありません。また、インターネットアンケートで「間取りや設備など、どのようなことに注意したら良いかわからなかった」との回答が3割近くあったこと、子育て世帯を対象としたグループインタビューで「住んでみるまで、子どもがその年齢になるまで、どのような住宅が良いかわからない」という話が多く聞かれたことから、子育てをしやすい住宅についての十分な知識や情報が普及していないことが課題となっています。

住宅関連事業者においては、子育て世帯が「付加価値より価格の手頃感」を住宅の選定要因として重視していることもあり、高齢者向けの住宅と比べて対応が遅れており、子育て世帯が暮らしやすい住宅に関する基礎的な情報も不足しています。

図表 1-3 住宅の所有(親と子どもの核家族世帯)



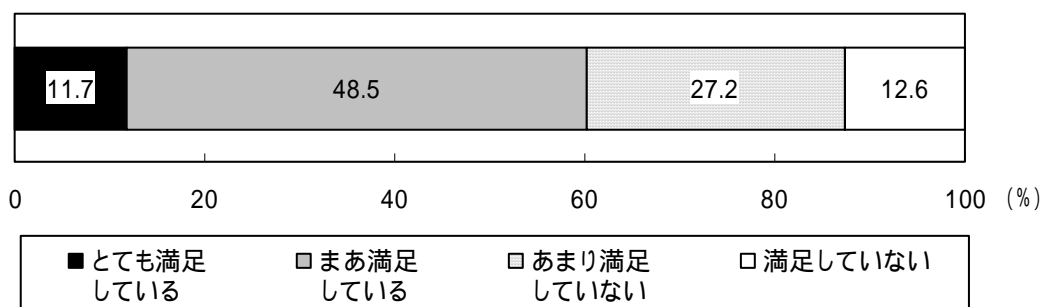
資料：総務省「国勢調査（平成17年 愛知県）」

図表 1-4 住宅の広さ(家族類型別)

単位：%	60㎡未満	60～79㎡	80～99㎡	100～119㎡	120～149㎡	150～199㎡	200㎡以上
全世帯	32.9	16.7	12.6	10.1	12.2	10.1	5.4
親と子どもの核家族世帯	20.9	20.7	15.8	13.2	15.3	10.1	3.9
三世帯世帯	1.1	1.7	2.5	14.6	28.5	44.9	6.7

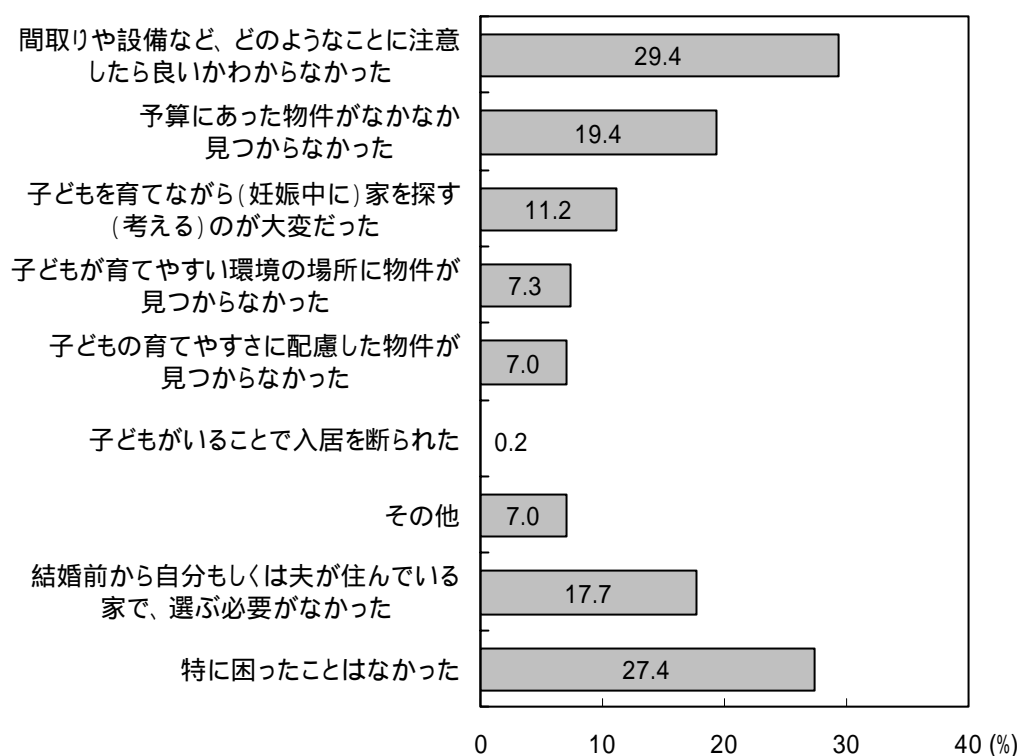
資料：総務省「国勢調査（平成17年 愛知県）」

図表 1-5 子育てをする視点での現在の住宅への満足度



資料：愛知県「インターネットアンケート（平成 19 年）」

図表 1-6 子育て世帯が住宅選択時に困ったこと



資料：愛知県「インターネットアンケート（平成 19 年）」

(3) 県の取り組み

県は、平成 17 年 3 月「あいち 子育て・子育て応援プラン」を策定し、“子育て家庭・子育て過程を社会全体で支える仕組みの構築”に取り組んでいます。また、平成 19 年 4 月に愛知県少子化対策推進条例を施行し、少子化対策の一層の充実に取り組んでいます。

また、住生活基本法に基づき、「愛知県住生活基本計画－あいち住まい・まちづくりマスタープラン 2015」を平成 19 年 2 月に策定し、重点推進プログラムの 1 つに“子どもの声が聞こえる住まい・まちづくりの推進”を位置づけています。

このように、それぞれの計画や条例において、子育て世帯に適した住宅・住環境の充実を掲げており、その推進を図ることが求められています。

条例や計画における子育て世帯に適した住宅・住環境に関する記述

愛知県少子化対策推進条例	第十二条 県は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅への子どもを生き育てる者の入居の支援に努めるものとする。
あいち子育て・子育て応援プラン	【具体的な取り組み】 安全で安心できる子育て環境の整備 3 安全で安心して子育てができる街づくり (1) 良好な住環境の整備
あいち住まい・まちづくりマスタープラン 2015	【若年夫婦・子育て世帯の居住の将来像】 ・子育てにふさわしい規模と環境の住まいが確保できている ・子どもが安心して生活でき、地域の中で子どもを守り育てるとい う環境が整ったまちに居住している 【重点推進プログラム】 4 子どもの声が聞こえる住まい・まちづくりの推進

あいち居住の4つの将来像(あいち住まい・まちづくりマスタープラン 2015 より)

- ・安心して住み続けることができる
- ・いきいきとした住生活が実現できる
- ・環境と共生しながら長く使い続ける
- ・地域特性を活かし、多様な主体が参画する